

合意書の作成前までに、市街地開発事業指導要綱第13条第1項に掲げられた要綱又は要領の所管部署等と協議を行い、合意の旨を本書に示してください。なお、計画内容等により所管部署との協議がすべて不要である場合も、合意書の提出時に本書を添付してください。

※各要綱又は要領の所管部署や協議対象等については2ページ目を参照第6号様式（第13条関係）

協 議 書

中央区市街地開発事業指導要綱第13条第1項の規定に基づき、事業計画の協議を行い合意したことを報告します。

地番はすべて記入してください

開 発 所 在 地	中央区 築地一丁目1番地〇、〇、〇 (地 番)				
	中央区 築地一丁目1番 ※新築の場合は「号」は不要 (住居表示)				
開 発 事 業 名	(仮称) 築地一丁目計画新築工事				
事 業 区 域 面 積	500.00㎡	構 造	W・S・RC・SRC造	住 戸 数	0戸
		階 数	(地上)(地下) 10 / 1		
延べ面積	4500.00㎡	建築面積	400.00㎡	容積対象面積	4000.00㎡
建蔽率	80.00%	容積率	800.00%	建物高さ	38.00m
建 物 用 途	飲食店、事務所 ※建築基準法施行規則別紙の表の用途の区分に従い記入				
開発事業者住所氏名	東京都〇〇区〇〇町1-1-1 〇〇〇〇株式会社 代表取締役社長 〇〇〇〇 電話 〇〇(〇〇〇〇)〇〇〇〇				
設計者住所氏名	東京都〇〇区〇〇町1-1-1 〇〇〇〇株式会社 〇〇〇〇 電話 〇〇(〇〇〇〇)〇〇〇〇				
担 当 者 氏 名	〇〇設計事務所〇〇〇〇	連絡先電話	〇〇(〇〇〇〇)〇〇〇〇		

○要綱協議担当処理欄

要 綱	確 認 欄
中央区花と緑のまちづくり推進要綱	当該要綱又は要領について所管部署等と協議 を行い、確認欄に記入する内容を確認の上 記載してください 協議が不要の場合は斜線を引いてください
中央区集合住宅における資源保管場所等の設置指導要綱	
中央区有料老人ホーム等設置指導要綱	
中央区附置義務駐車施設整備要綱(銀座地区)	
中央区東京駅前地区附置義務駐車施設整備要綱	
中央区旅館業の営業許可等に関する指導要領	

敷地面積が1,000㎡以上の計画となる場合は、緑化計画書の写しを添付し、確認欄には『東京都緑化計画書の写しを添付』と記入してください

東京駅前地区の地域ルール適用を受ける場合は、判定結果通知書の写しを添付し、確認欄には『判定結果通知書の写しを添付』と記入してください

その他関係法令等の規定に基づき、協議調整を行っています。

要 綱	要綱又は要領の所管部署及び協議対象
中央区花と緑のまちづくり推進要綱	<p>所管部署：環境土木部 水とみどりの課 緑化推進係 問合せ先：TEL_03-3546-5434 窓 口：中央区築地 1-1-1 中央区役所 本庁舎 7F 協議対象：敷地面積が 200㎡以上 1,000㎡未満の建築計画 ※敷地面積が 1,000㎡以上(公共建築物は 250㎡以上) となる建築計画の場合は東京都環境局自然環境部緑環 境課指導担当と協議</p>
中央区集合住宅における資源保管場所等の設置指導要綱	<p>所管部署：環境土木部 中央清掃事務所 問合せ先：TEL_03-3562-1521 窓 口：中央区京橋 1-19-6 中央清掃事務所 協議対象：住戸が 30 戸以上の集合住宅 ※その他、「廃棄物保管場所等の設置要領」等あり</p>
中央区有料老人ホーム等設置指導要綱	<p>所管部署：福祉保健部 介護保険課 指導担当 問合せ先：TEL_03-3546-5749 窓 口：中央区築地 1-1-1 中央区役所 本庁舎 4F 協議対象：当該要綱で規定する有料老人ホーム又は有料老人ホーム類似施設の事業を計画する場合</p>
中央区附置義務駐車施設整備要綱 (銀座地区)	<p>所管部署：都市整備部 建築課 指導係 問合せ先：TEL_03-3546-5457 窓 口：中央区築地 1-1-1 中央区役所 本庁舎 5F 協議対象：銀座一丁目から銀座八丁目地内で行う建築計画で、東京都駐車場条例により駐車施設の附置義務がかかるもの</p>
中央区東京駅前地区 附置義務駐車施設整備要綱	<p>所管部署：都市整備部 建築課 指導係 問合せ先：TEL_03-3546-5457 窓 口：中央区築地 1-1-1 中央区役所 本庁舎 5F</p> <p>運用組織：東京駅前地区駐車対策協議会事務局 問合せ先：E-mail jimu@t-p.tokyo TEL_03-6262-5476</p> <p>窓 口：中央区八重洲 1-4-16 東京建物八重洲ビル +OURS（プラスアワーズ）内 ※基本的には、メールでのお問い合わせをお願いいたします。</p> <p>協議対象：日本橋一丁目から日本橋三丁目、八重洲一丁目、八重洲二丁目、京橋一丁目から京橋三丁目各地内で行う建築計画で、東京都駐車場条例に基づく附置義務駐車施設に対し、当該要綱で定める規定の適用を受けようとするもの</p>
中央区旅館業の営業許可等に関する指導要領	<p>所管部署：中央区保健所 生活衛生課 環境衛生係 問合せ先：TEL_03-3541-5938 窓 口：中央区明石町 12-1 中央区保健所 3F 協議対象：旅館業法で規定する旅館業を用途に含む建築計画</p>